

1. 遺伝資源に円滑にアクセスできる環境の整備

1-1. ABSに関するベストプラクティスマodelの構築のための調査・分析

1-1-1. 遺伝資源提供国に関する調査・情報収集

(1) タイの遺伝資源アクセスに関する現状について

はじめに

2013年10月22日、タイ天然資源環境省傘下にあるBiodiversity-Based Economy Development Office (BEDO) のDr. Tanit Changthavornと、Mahidol Universityの研究学術部の前副理事であったDr. Sansanee Chaiyarojが国立遺伝学研究所知的財産室ABS学術対策チーム¹の招聘を受けて来日した際、JBAは「タイの遺伝資源アクセスの現状」について両氏と情報交換する機会を得た。以下に得られた情報を報告する。

1. アクセス手続き

- ① The National Research Council of Thailand (NRCT) ²に申請し、タイにおける（共同）研究の許可を得る。このとき、タイの共同研究契約先のCertificate letter (Recommendation letter)が必要なため、事前にタイの共同研究先と契約(MOU又はMTA)を締結しておいた方が良い。大学との共同研究においては、大学内のVice President for Researchの下にあるResearch Management Unitが担当する。
- ② タイの研究先が、ABSのスキームを実行する。また、採集活動において求められる部署(国立公園管理局等)に許可申請を行う。なお、この手続きはすべてタイ語での申請が必要である。

2. ABSに関する規則

2011年に、天然資源環境省の下での生物多様性の利用と保全に関する国家委員会によるアクセスと利益配分に関する新しいRegulationが発効したとのことである。しかし、この規定は枠

¹ 文部科学省による委託事業で、バイオナショナルリサーチプロジェクトの下、アカデミア向けのABS啓発活動を行っている。その一環としてタイのABS専門家を招聘してワークショップを開催した。

http://idenshigen.jp/document_index/document_05/%e6%97%a5%e6%9c%ac%e3%83%bb%e3%82%bf%e3%82%a4%e9%81%ba%e4%bc%9d%e8%b3%87%e6%ba%90%e3%82%a2%e3%82%af%e3%82%bb%e3%82%b9%e3%81%a8%e5%88%a9%e7%9b%8a%e9%85%8d%e5%88%86%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b.html
(2014年2月13日アクセス)

² <http://www.nrct-foreignresearcher.org/> (2014年2月13日アクセス)

組み的なものであるとのことであった。この Regulation の政府発行公式英語訳の存在は確認できていない。公式ではないが、前述 ABS 学術対策チームの HP には仮訳が掲載されている（脚注 1 参照）。

3. アクセスの現状

Dr. Sansanee Chaiyarojによると、タイでの研究をスムーズに進めるためには、ABSについて正しい知識をもったカウンターパートを見つけることが重要であるとのことであった。

国立公園は最近立ち入りや資源採取がとても厳しく制限されており、個人の場合ほとんど許可されない。一方、Mahidol Universityとの共同研究は1カ月で許可された事もあったとのことである。

タイ国内ではABSに関する知識はまだまだ広く共有されておらず、また、大学の中でも正しい知識を持っている人が少ないため、運用面で滞ることが多いようである。さらにまた、タイ国でも学界からの反発は強いとのことであった。

おわりに

日本と多くの共同研究を実施しているタイであるが、制度と運用実態には乖離があるように思われる。日本は名古屋議定書を批准するために国内遵守措置を策定しなければならないが、上記のような実態を把握しないままに制度を設定してしまった場合、我が国産業界・学界には重大な支障が出かねない。日本政府においては、各省との協力のもと、早急なる遺伝資源の利用実態の把握が望まれる。